

現場説明書

1 業務名
2 監督員

令和3年度道路台帳補正事業業務委託その2

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 ~~する~~ しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 ~~する~~ (回以内) しない

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
初年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第2年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%
第3年度(年度)	%	支払限度額・委託代金額の%

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
 - ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
 - イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
 - ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

- (2) 提出書類関係

㊦ 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要

イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
~~提出不要~~

ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。

エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。

オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	あり	なし
イ 貸 与 品	あり	なし

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	あり	なし
-----------	---------------	----

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業 務 委 託 仕 様 書

業 務 名	令和3年度道路台帳補正事業業務委託その2
施 行 場 所	横須賀市南・西地区
1. 履 行 期 間 (100) 日間	
自	令和 年 月 日
至	令和 年 月 日
2. 業務内容は、別紙設計内訳書のとおり。	
3. 本業務の仕様は、別紙のとおり。	
4. 本業務の特記仕様書は、別紙のとおり。	

横須賀市道路台帳補正業務委託共通仕様書

(適用範囲)

- 第1条 本仕様書は、本市道路台帳補正事業業務に係る業務委託に適用する。
- 2 「横須賀市道路台帳補正事業業務委託特記仕様書」に記載された事項は、本仕様書に優先する。

(用語の定義)

- 第2条 指示、承諾、協議、デジタル図とは、次の定義による。
- 2 指示とは、委託者側の発議により監督員が受託者に対し、監督員の所掌する事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 3 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- 4 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- 5 デジタル図とは、道路台帳図に表現されている情報を、計測機器を用いて計測し、編集装置のディスプレイ上で編集、修正を行いデータ化したものをいう。

(業務主任技術者と編成)

- 第3条 受託者は、主任技術者を定め、業務を行う班編成とその内容を作成し、監督員に提出し、承諾を得なければならない。また、作業班長は、外作業中は全期間現地で業務に当たるものとする。
- 2 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有する者でなければならない。
- 3 主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。

(打合せ)

第4条 受託者は業務を円滑に遂行するため、監督員の指示する箇所など必要な段階で監督員と打合せを密に行うこと。また、受託者は打合せの記録簿を作成し、監督員・受託者それぞれが保管するものとする。

(作業計画)

第5条 受託者は、作業計画書を作成し、監督員に提出し承諾を得るものとする。また、計画を変更しようとする場合も同様とする。

2 作業計画書に記載する事項は、別表1のとおりとする。

(資料等の交付及び返還)

第6条 監督員は、貸与すると定められた図面データ(市道等境界確定平面図等)及びその他関係資料等を受託者に貸与するものとする。その際、受託者は、貸与品(資料等を含む)及び支給品について、受け払い状況を記録した帳簿を備え、常に管理状況を明らかにしておかなければならない。

2 受託者は交付された図面及び資料等を使用する必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。

3 受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と負担において修復するものとする。

(関係官公庁等への手続き)

第7条 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

2 受託者は、本作業を実施するために関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、監督員と打合せのうえ、受託者の負担において行うものとする。

3 関係官公庁、その他に対して交渉を要するとき、または交渉を受けたとき

は、遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議すること。

(立入許可)

第8条 受託者は作業に際しては常に安全に留意し、公衆に迷惑を及ぼすなどの行為をしてはならない。

2 作業中、民有地等に立入る際には、必ずその旨了解を得た後、立入ることとする。

3 現地において、私・公設物等に損傷を与えぬよう十分注意を払わなければならない。万一、損傷を与えた場合は、すべて受託者の責任において処理するものとする。

(成果品の整理)

第9条 受託者は成果品の整理を行う場合は、事前にその内容について監督員と協議するものとする。

2 すべての成果に関して、紙と電子データの両方を提出するものとする。

3 受託者は、成果品のうち電子データに関しては、電子媒体のウイルスチェックを行うものとする。

(関係法令等の遵守)

第10条 受託者は、測量作業の実施にあたり、次の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）
- (2) 測量法施行令（昭和24年政令第322号）
- (3) 測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）
- (5) 道路法施行令（昭和27年政令479号）
- (6) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）

- (7) 公共測量作業規程の準則（令和2年3月31日改正）
- (8) 横須賀市公共測量作業規程（平成15年国国地第14号）
- (9) 横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）
- (10) その他関係法令等

（検査）

第11条 受託者は、本業務が完了したときは、成果品並びに関係資料等を提出し、主任技術者が検査を受けるものとする。

2 受託者は納品後であっても、過失または遺漏等に起因する誤りがあった場合は、ただちに受託者の負担により訂正しなければならない。

（変更及び中止）

第12条 監督員が必要と認めた場合は、作業の変更、中止をすることがある。

（委任又は請負をしようとする場合の協議）

第13条 受託者は、業務を委任又は請負をしようとする場合には、あらかじめ書面で委託者の承諾を得なければならない。

（秘密の保持）

第14条 本業務における成果については、全て委託者に提出するものであり、承認を受けずに複製、公表、貸与してはならない。

2 受託者は、作業において知り得た情報を監督員の許可なしに他に利用してはならない。

（安全対策）

第15条 本業務実施中、交通危害の恐れがある場合は、保安要員・保安施設等を配置し、安全確保に努めなければならない。

- 2 高所など危険な場所で作業する際には、作業員及び機器等の転倒・転落・滑落等に十分に注意し、必要に応じて安全確保の対策を講じなければならない。
- 3 本業務実施中に事故が生じたときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、速やかに監督員へ報告しなければならない。

(測量機器)

- 第16条 使用する測量機器は、指定機関による検定を受け、使用有効期限内のものとする。
- 2 「横須賀市公共測量作業規程」第35条で規定された測量機器を使用し、常に支障のないよう調整をおこなわなければならない。

(ウイルス対策)

- 第17条 データファイル等全ての電子納品物について、納品前に必ず以下の項目に従ってウイルス対策を行うこと。
- (1) 受託者は納品すべき最終成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行うこと。
 - (2) ウイルス対策の指定はないが、シェアの高いものを利用すること。
 - (3) 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新したものを利用すること。
 - (4) 納品する電子記録媒体のラベルには、ウイルスチェックに関する情報として次の項目を記載すること。
 - ① 使用したウイルス対策ソフト名
 - ② ウイルス定義ファイル年月日、またはパターンファイル名
 - ③ チェック実施年月日
 - (5) ウイルス対策を怠り横須賀市に損害を与えた場合は、受託者の負担に

において速やかに対応するものとする。

(その他)

第18条 本仕様書及び特記仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められる場合、もしくは疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うものとする。

横須賀市道路台帳補正事業業務委託その2 特記仕様書

(目的)

第1条 本業務は、道路法第28条に基づき道路台帳整備事業によって作成された道路台帳現況平面図（デジタル図）について、経年変化による異動部分の補正作業を行なうことである。これにより道路法、その他各種調査に対応するとともに、本市道路管理行政に広範囲に利用できるよう、基礎資料の整備を目的とする。

(作業範囲)

第2条 本業務の作業範囲は、横須賀市南・西地区とする。

2 作業範囲の詳細は、別紙補正位置図のとおりとする。

(作業工程)

第3条 道路台帳現況平面図補正の作業工程は、下記に示すとおりである。

- (1) 作業計画
- (2) 資料収集整理
- (3) 細部測量
- (4) 数値編集
- (5) 中間点検
- (6) 数値地形図データファイル作成
- (7) 成果等の整理

(作業計画)

第4条 受託者は、本業務実施にあたり、補正範囲、補正量等を考慮した上、詳細な作業方法、使用する主要な機器、要員、縮尺、精度、数値化する項

目等について適切な作業計画を立案し、作業計画書を作成して、監督員に提出し、承諾を得なければならない。また、作業計画を変更しようとする場合も同様とする。

(工程管理)

第5条 受託者は、前条の作業計画に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

2 受託者は、本業務の進捗状況を随時監督員に報告しなければならない。

(精度管理)

第6条 受託者は、本業務の実施にあたっては、適切な精度管理を行わなければならない。

2 精度管理表の詳細については、別途、監督員と受託者が協議のうえ決定する。

(資料収集整理)

第7条 資料収集整理とは、作業工程の後続作業に必要な基本資料を得るために行なうことをいい、道路台帳現況平面図補正を実施する箇所について関係する市道認定図、区域変更図、市道等境界確定平面図等を収集することとする。

(細部測量)

第8条 細部測量とは、補正前のデータ（以下、旧データ）に対し地形、地物等に変化が生じた箇所について、トータルステーション（以下、TS）により数値地形図データを細部にわたり取得することをいい、次のとおり行うものとする。

- (1) 旧データから必要箇所を紙に出力し、現地において補正箇所の調査をし、必要な表現事項、名称等を記入して現地調査図を作成する。
- (2) 作業工程の後続作業である数値編集を効率的に実施するために、適宜、補正箇所ごとに写真撮影を行う。写真撮影の詳細については、別途、監督員と受託者が協議のうえ決定する。
- (3) 現地調査図を基に、TSにより数値地形図データを取得する。
- (4) 地形、地物等の測定は次のとおりとする。
 - ①本市公共基準点及び変化の生じていない地物等を与点として行うものとする。
 - ②測定は水平角観測対回数 0.5、距離測定回数 1、放射距離の制限 150m以内とする。
 - ③原則として、観測点にミラーを設置して測定する。
 - ④交通安全施設の補正箇所については、支距法によるデータ取得でもよい。
 - ⑤補正箇所は、約 25m間隔で実測標高地を測定する。

2 数値地形図データの取得範囲は、次のとおりとする。

- (1) 新規認定による補正箇所については、原則として、道路敷地内、及び道路敷地の左右背景部各々5mの数値地形図データを取得する。
- (2) 拡幅改良による補正箇所については、原則として、道路敷地内に加えて背景部の左右合計 10mの数値地形図データを取得する。
- (3) 側溝改良による補正箇所については、原則として、道路敷地内の数値地形図データを取得する。ただし、変化が道路敷地の背景部を含む場合は、背景部を加えて数値地形図データを取得すること。
- (4) 交通安全施設による補正箇所については、原則として、道路敷地

内の数値地形図データを取得する。ただし、変化が道路敷地の背景部を含む場合は、背景部を加えて数値地形図データを取得すること。なお、交通安全施設のうち道路照明灯、道路反射鏡等の本工事内訳書において件数表示している補正対象については、補正箇所を含めて1 m四方の数値地形図データを取得する。

(数値編集)

第9条 数値編集とは、細部測量で取得した数値地形図データを、図形編集装置を用いて編集して編集済データを作成することをいい、次のとおり行うものとする。

- (1) 細部測量で取得した数値地形図データで、補正後のデータ（以下、新データ）を作成する。
- (2) 新データのうち境界標の情報については、別に境界標データを作成する。
- (3) 旧データ、新データ、境界標データを一括表示し、紙に出力をして点検図を作成する。
- (4) 点検図の作成にあたっては、入力もれや誤記等がないか、現地調査図及び写真撮影成果（以下、補正箇所状況写真）を用いて点検を行うこと。
- (5) 図式は、公共測量作業規程の図式を基本に適用し、横須賀市1/250図式規程と重複する項目については、横須賀市1/250図式規程を優先して適用すること。

(中間点検)

第10条 数値編集が終わった段階で成果等を仮整理し、監督員による中間点検を受けることとする。なお、業務報告書は中間点検の対象外とする。

2 データの提出は再使用可能な電子記憶媒体とし、中間点検の実施日は、監督員と受託者が協議のうえ決定する。

(数値地形図データファイル作成)

第11条 数値地形図データファイル作成とは、編集済データを用いて電磁的記録媒体に記録する作業をいう。

(成果等の整理)

第12条 成果等の整理は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|----------|----|
| (1) 業務報告書 | | 一式 |
| (2) 資料収集で得た図面等 | (補正箇所ごと) | 一式 |
| (3) 現地調査図 | (補正箇所ごと) | 一式 |
| (4) 補正箇所状況写真 | (補正箇所ごと) | 一式 |
| (5) 点検図 | (補正箇所ごと) | 一式 |
| (6) 実績数量図(延長、面積がわかるもの) | (補正箇所ごと) | 一式 |
| (7) 数値地形図データファイル | (補正箇所ごと) | 一式 |
| (8) その他必要と認められる資料 | | 一式 |

2 業務報告書の項目は、次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 作業工程表(予定と実績を記載したもの)
- (3) 貸与簿
- (4) 数量一覧表(設計と出来高を記載したもの)
- (5) 打合せ記録簿
- (6) 写真(作業状況、安全対策実施状況並びに使用機器を撮影したもの)
- (7) 精度管理表

- 3 本特記仕様書第12条第1項(2)から(7)の記載した成果品は、原則として、補正箇所ごとに整理して提出すること。
- 4 数値地形図データファイルのデータ形式は、横須賀市の指定形式とする。

(納品場所)

第13条 納品場所は横須賀市土木部道路管理課とする。

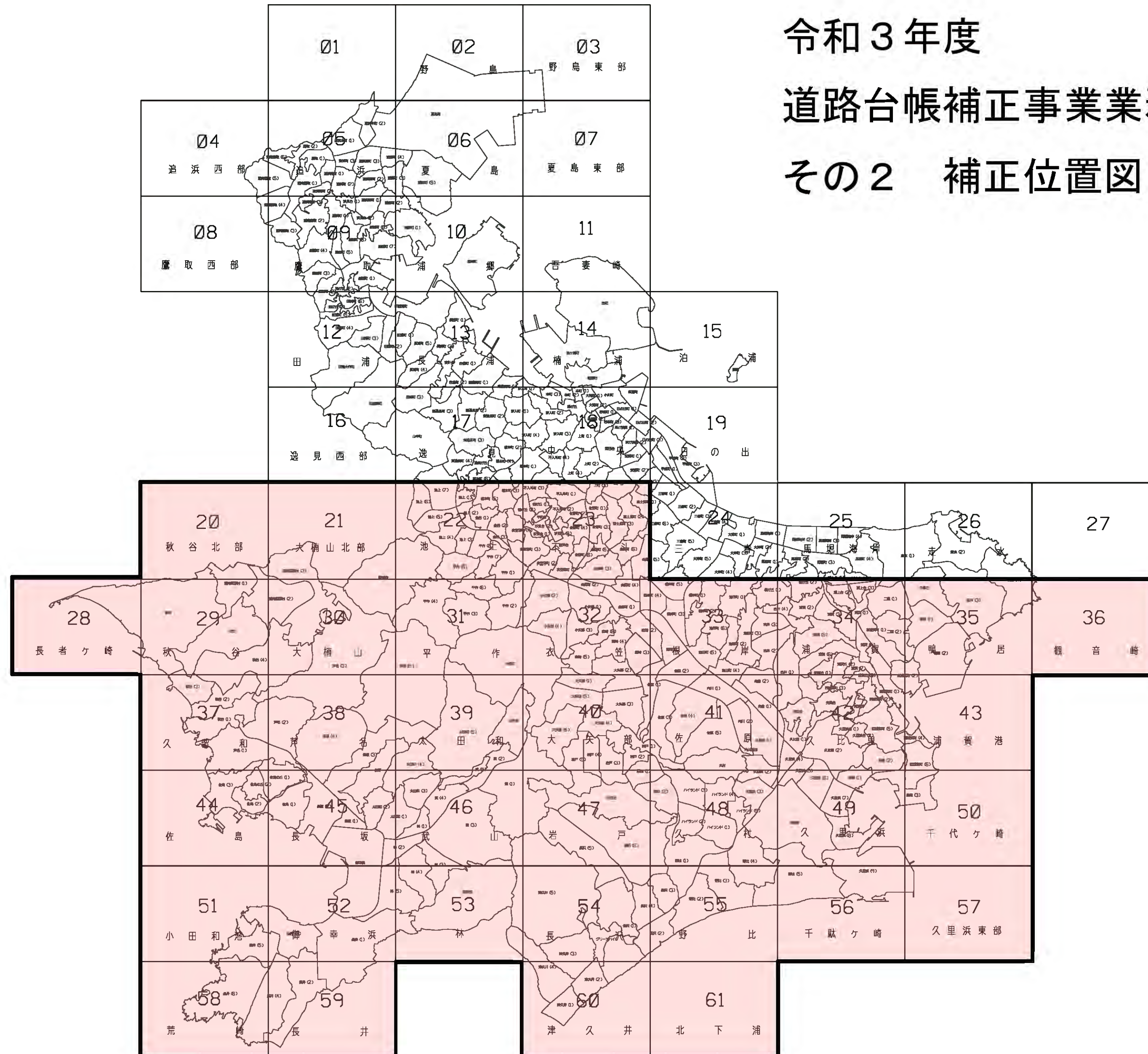
道路台帳補正事業業務委託作業計画書記載事項

1. 業務名
2. 業務場所
3. 履行期限
4. 業務目的
5. 業務内容(工種別数量)
6. 作業員名簿
7. 業務工程表
8. 作業フロー
9. 安全対策
10. 緊急時の連絡体制
11. 測量機器検定証明書写し

令和3年度

道路台帳補正事業業務委託

その2 補正位置図



積算諸条件調書に係る追加事項

~~1 市独自単価及び積算における補足資料について~~

~~本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。~~

~~<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisan.html>~~

~~2 市場単価の端数処理について~~

~~市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。~~

3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書 | 令和2年8月1日版 |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和2年8月1日版 |
| 3) 建設機械等損料表 | 令和2年度版 |

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

《R3年度作業分道路台帳補正リスト》 総括表

【その2】

工事種別	ブロック 番号	認定(A) (m)	廃止(B) (m)	拡幅(C) (m)	側溝(D) (m)	舗装(E) (m)	交通安全(F)	
							(m)	(件)
現況補正	20							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	21							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	22			160	274		45	5
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	23			28	231			1
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	28							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	29				106			2
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	30							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	31			927				3
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	32			64			10	4
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	33				20		87	11
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	34				90			
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	35			55	17		26	1
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	37			31	95			
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	38						21	2
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	39				270		2	
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	40							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	41							2
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	42							2
台帳補正	ブロック							
調書補正								

《R3年度作業分道路台帳補正リスト》 総括表

【その2】

工事種別	ブロック 番号	認定(A) (m)	廃止(B) (m)	拡幅(C) (m)	側溝(D) (m)	舗装(E) (m)	交通安全(F)	
							(m)	(件)
現況補正	43						35	
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	44							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	45				24			1
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	46			37			18	4
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	47				124			
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	48			134	10		11	4
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	49				147			
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	50							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	51							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	52			38	20		4	
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	53						4	1
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	54						56	
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	55			117	66			2
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	56							
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	58				61		9	
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	59			171	66			
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	60			110				1
台帳補正	ブロック							
調書補正								
現況補正	合計			1,872	1,621		328	46
台帳補正								
調書補正								

令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

設 計 書 番 号	年度 03	
事 業 所 名	横須賀市土木部	
(工 事 ・ 業 務)名	令和3年度 道路台帳補正事業業務委託 その2	
(工 事 ・ 業 務)箇 所	横須賀市 (南 ・ 西地区)	
(河 川 ・ 路 線 ・ 区 域)名		
単 価 採 用 地 区 名	横須賀	
事 業 区 分		
工 期	100 日間	
設 計 金 額	(円)	
	円	
設 計 概 要		
(起 工 ・ 変 更)理 由		

横須賀市

令和 03 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	
項	
目	
節	
細節	

<合併区分情報>

合併処理設定	しない
	区 分 1
	区 分 2
	区 分 3
	区 分 4
	区 分 5
	区 分 6
	区 分 7
	区 分 8
	区 分 9

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

令和 03 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	設計業務	委託先/α、β		
		電子成果品作成費		
		旅費交通費		
	測量業務	安全費率	3.0%	
		電子成果品作成費	計上する	
		旅費交通費	計上する(測量)	
	地質・土質調査業務	電子成果品作成費		
		施工管理費		
		旅費交通費		
	地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β		
	港湾測量業務	技術経费率		
	港湾磁気探査業務	技術経费率		
業務委託	諸経费率			
	技術経费率			
設計業務等標準積算基準書 適用年版		令和02年8月1日適用		
資材等単価表 適用年版		令和03年4月1日基準		
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
(その他情報欄)				

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量業務							
測量業務費			1	式			
地上測量			1	式			
現地測量			1	式			第 2001 号 内訳書
旅費交通費(率計上分)			1	式			
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
安全費			1	式			
直接測量費計			1	式			
諸経費			1	式			
測量業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
測量業務費計			1	式			

第2001号 内訳書
 現地測量

1 式

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) 現地測量					第2001号下内
	1	式			
(AMA0020) 打合せ協議					第2002号下内
	1	式			
合 計					

第2001号 下位内訳書
 AMA0010 現地測量

1 式 当り
 適用年版 T0304
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI51020) 現地測量(作業計画)					第2001号単価表
J01=1/250, J02=丘陵地, J03=都市近郊	1	業務			
(DI51030) 拡幅改良C 現地測量(複合)					第2004号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=計上する, J05=1/250, J06=丘陵地, J07=都市近郊, J09=0.026 km2	1	式			
(DI51030) 側溝改良D 現地測量(複合)					第2009号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=計上する, J05=1/250, J06=丘陵地, J07=都市近郊, J09=0.006 km2	1	式			
(DI51030) 交通安全施設補正F 現地測量(複合)					第2014号単価表
J01=計上する, J02=計上する, J03=計上する, J04=計上する, J05=1/250, J06=丘陵地, J07=都市近郊, J09=0.001 km2	1	式			
合 計					
	1	式			円/式

第2002号 下位内訳書
 AMA0020 打合せ協議

1 式 当り
 適用年版 T0304
 (上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI51045) 現地測量 打合せ					第2019号単価表
J01=標準以外, J02=3 回	1	業務			
合 計					
	1	式			円/式

第2001号 単価表
DI51020 現地測量(作業計画)

1 業務 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
(DI51020) 現地測量(作業計画)					第2002号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 縮尺		2	1/250		
J02 地形区分		2	丘陵地		
J03 地域区分		4	都市近郊		

第2002号 単価表
DI510201 現地測量(作業計画)

1 業務 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
(DI56890) 現地測量(作業計画)					第2003号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 縮尺		2	1/250		
J02 地形区分		2	丘陵地		
J03 地域区分		4	都市近郊		

第2003号 単価表
DI56890 現地測量(作業計画)

1 業務 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9020) 測量主任技師 内業		人			
(R9022) 測量技師 内業		人			
(R9024) 測量技師補 内業		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		

第2004号 単価表
DI51030 現地測量（複合）

1 式 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI56855) 現地測量 作業計画	1	式			第2005号単価表
(DI56860) 現地測量 細部測量	1	式			第2006号単価表
(DI56865) 現地測量 数値編集	1	式			第2007号単価表
(DI56870) 現地測量 数値地形図DFの作成	1	式			第2008号単価表
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業計画の計上	1		計上する		
J02 細部測量の計上	1		計上する		
J03 数値編集の計上	1		計上する		
J04 数値地形図DFの作成の計上	1		計上する		
J05 縮尺	2		1/250		
J06 地形区分	2		丘陵地		
J07 地域区分	4		都市近郊		
J09 測定面積(実数入力)	0.026		0.026 km2		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9020) 測量主任技師 内業		人			[1, 2]
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.065$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.05$	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		
J05 精度管理費の有無	1		有		
J06 測定面積(実数入力)	0.026		0.026 km ²		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		
J05 精度管理費の有無	1		有		
J06 測定面積(実数入力)	0.026		0.026 km2		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2	1/250			
J02 地形区分	2	丘陵地			
J03 地域区分	4	都市近郊			
J05 精度管理費の有無	1	有			
J06 測定面積(実数入力)	0.026	0.026 km2			

第2008号 単価表
DI56870 現地測量 数値地形図DFの作成

1 式 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		
J05 精度管理費の有無	1		有		
J06 測定面積(実数入力)	0.026		0.026 km2		

第2009号 単価表
DI51030 現地測量（複合）

1 式 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI56855) 現地測量 作業計画	1	式			第2010号単価表
(DI56860) 現地測量 細部測量	1	式			第2011号単価表
(DI56865) 現地測量 数値編集	1	式			第2012号単価表
(DI56870) 現地測量 数値地形図DFの作成	1	式			第2013号単価表
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業計画の計上	1		計上する		
J02 細部測量の計上	1		計上する		
J03 数値編集の計上	1		計上する		
J04 数値地形図DFの作成の計上	1		計上する		
J05 縮尺	2		1/250		
J06 地形区分	2		丘陵地		
J07 地域区分	4		都市近郊		
J09 測定面積(実数入力)	0.006		0.006 km2		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9020) 測量主任技師 内業		人			[1, 2]
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.065$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.05$	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		
J05 精度管理費の有無	1		有		
J06 測定面積(実数入力)	0.006		0.006 km2		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		
J05 精度管理費の有無	1		有		
J06 測定面積(実数入力)	0.006		0.006 km2		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 縮尺	2	1/250			
J02 地形区分	2	丘陵地			
J03 地域区分	4	都市近郊			
J05 精度管理費の有無	1	有			
J06 測定面積(実数入力)	0.006	0.006 km2			

第2013号 単価表
DI56870 現地測量 数値地形図DFの作成

1 式 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		
J05 精度管理費の有無	1		有		
J06 測定面積(実数入力)	0.006		0.006 km2		

第2014号 単価表
DI51030 現地測量（複合）

1 式 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI56855) 現地測量 作業計画	1	式			第2015号単価表
(DI56860) 現地測量 細部測量	1	式			第2016号単価表
(DI56865) 現地測量 数値編集	1	式			第2017号単価表
(DI56870) 現地測量 数値地形図DFの作成	1	式			第2018号単価表
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 作業計画の計上	1		計上する		
J02 細部測量の計上	1		計上する		
J03 数値編集の計上	1		計上する		
J04 数値地形図DFの作成の計上	1		計上する		
J05 縮尺	2		1/250		
J06 地形区分	2		丘陵地		
J07 地域区分	4		都市近郊		
J09 測定面積(実数入力)	0.001		0.001 km2		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9020) 測量主任技師 内業		人			[1, 2]
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 $\Sigma [1] * 0.065$	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 $\Sigma [1] * 0.01$	1	式			
(X0260) 材料費 $\Sigma [1] * 0.02$	1	式			
(X0240) 精度管理費 $\Sigma [2] * 0.05$	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		
J05 精度管理費の有無	1		有		
J06 測定面積(実数入力)	0.001		0.001 km2		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9021) 測量技師 外業		人			[1, 2]
(R9023) 測量技師補 外業		人			[1, 2]
(R9025) 測量助手 外業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 縮尺	2		1/250		
J02 地形区分	2		丘陵地		
J03 地域区分	4		都市近郊		
J05 精度管理費の有無	1		有		
J06 測定面積(実数入力)	0.001		0.001 km2		

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 縮尺	2	1/250			
J02 地形区分	2	丘陵地			
J03 地域区分	4	都市近郊			
J05 精度管理費の有無	1	有			
J06 測定面積(実数入力)	0.001	0.001 km2			

第2018号 単価表
DI56870 現地測量 数値地形図DFの作成

1 式 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R9022) 測量技師 内業		人			[1, 2]
(R9024) 測量技師補 内業		人			[1, 2]
(X0070) 機械経費 Σ [1] * 0.065	1	式			[2]
(X0250) 通信運搬費 Σ [1] * 0.01	1	式			
(X0260) 材料費 Σ [1] * 0.02	1	式			
(X0240) 精度管理費 Σ [2] * 0.05	1	式			
合 計					
	1	式			円/式
条 件 名 称	入 力 値	条 件 値			
J01 縮尺	2	1/250			
J02 地形区分	2	丘陵地			
J03 地域区分	4	都市近郊			
J05 精度管理費の有無	1	有			
J06 測定面積(実数入力)	0.001	0.001 km2			

第2019号 単価表
DI51045 現地測量 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI51045) 現地測量 打合せ					第2020号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 中間打合せの回数		2		標準以外	
J02 中間打合せの回数(実数入力)		3		3 回	

第2020号 単価表
DI510451 現地測量 打合せ

1 業務 当り
適用年版 T0304

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(DI56885) 現地測量 打合せ					第2021号単価表
	1	業務			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称		入 力 値		条 件 値	
J01 中間打合せの回数		2		標準以外	
J02 中間打合せの回数(実数入力)		3		3 回	

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0602) 測量主任技師		人			
(R0603) 測量技師		人			
(R0604) 測量技師補		人			
合 計					
	1	業務			円/業務
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 中間打合せの回数	2		標準以外		
J02 中間打合せの回数(実数入力)	3		3 回		

測量集計表(参考) [労務費]

単価名称 / 規格	数量(参考)	単位	単価	金額	摘要
測量主任技師		人			(R0602)
測量技師		人			(R0603)
測量技師補		人			(R0604)
測量主任技師 内業		人			(R9020)
測量技師 外業		人			(R9021)
測量技師 内業		人			(R9022)
測量技師補 外業		人			(R9023)
測量技師補 内業		人			(R9024)
測量助手 外業		人			(R9025)
		式			

本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
道路台帳補正事業業務委託その2	南・西地区		
令和3年度			
現況平面図補正	1.872 + 1.621 + 0.328 = 3.821 km	式	1
	(拡幅C) (側溝D) (交通安全F)		
	46 = 46 件		
	(交通安全F)		
	それぞれの延長、件数は総括表を参照		
拡幅改良C	1	式	1
現地測量	1.872 km × {(10m+4m) × 0.001} km = 0.026208 km ²	業務	1
	丘陵地 都市近郊 1/250 ≒ 0.026 km ²		
側溝改良D	1	式	1
現地測量	1.621 km × {(4m) × 0.001} km = 0.006484 km ²	業務	1
	丘陵地 都市近郊 1/250 ≒ 0.006 km ²		
交通安全施設補正F	1	式	1
現地測量	0.328 km × {(4m) × 0.001} km + 46 件 × 1m ² /件 × 0.000001 = 0.001358 km ²	業務	1
	丘陵地 都市近郊 1/250 ≒ 0.001 km ²		
打合せ協議	1	式	1
打合せ協議	中間打合せ 3回	業務	1
現地測量(作業計画)	1	式	1
現地測量(作業計画)	1	業務	1
	丘陵地 都市近郊 1/250		